平成２７年（フ）第１００７号
愛知県知多郡武豊町字六貫山４丁目17番地１
エアリーヒルズⅠ　201号
破産者　森　　恵美
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７０号
大阪府河内長野市千代田南町２番４―311号
破産者　飯阪　　靖
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
堺市東区草尾217番地14
破産者　小野　嘉光
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８３号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目４番14号、前住所大阪市浪速区下寺３丁目１番14―617号
破産者　岡本　修治
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
堺市北区新金岡町２丁２番５―106号
破産者　伊藤　利彦
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
奈良県生駒市新旭ヶ丘６番35号
破産者　榎本　光栄
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０１号
奈良市中山町1723番地の15
破産者　下野　立人
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２０６号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番13―409号
破産者　吉田　勝平
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６６号
山口市小郡下郷1003番地11
破産者　松尾　晃宏
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
高知県安芸市矢ノ丸４丁目12番20号　江の川パークハイツ　302号
破産者　公文　由麻
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県唐津市町田１丁目７番24号
破産者　佐伯　幸美
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６９号
長崎県佐世保市吉井町橋川内871番地６、前住所長崎県北松浦郡佐々町平野免662番地35
破産者　尾崎　照香
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
長崎県佐世保市小野町55番地８、前住所長崎県佐世保市広田３丁目12番20号　ファミール純101
破産者　中尾　博文
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第７２号
長崎県佐世保市小野町55番地８、前住所長崎県佐世保市広田３丁目12番20号　ファミール純101
破産者　中尾　暢子
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
長崎県西海市崎戸町本郷1315番地２
破産者　古賀　勝志
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
長崎県佐世保市早苗町477番地７
破産者　吉村　友恵
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
長崎県佐世保市梅田町12番７号、前住所長崎県佐世保市大野町34番地２
破産者　山口　勝博
1　決定年月日　平成27年10月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

更生計画認可

平成２６年（ミ）第１号
茨城県水戸市河和田町字丹下二ノ牧3891番地の10
更生会社　株式会社大鳥
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　更生計画の基本方針
更生会社株式会社大鳥（以下「更生会社」という。）、更生会社株式会社関東大鳥（以下「関東大鳥」という。）、更生会社株式会社金馬車（以下「金馬車」という。なお、更生会社、関東大鳥、金馬車の３社を併せて「金馬車グループ」又は「更生会社等」という。）は、もともとは株式会社金馬車という商号の一つの会社であったところ、平成26年８月１日付け会社分割とそれ以前に行われた関東大鳥を設立した会社分割の２度の会社分割により３社体制となったものである。しかし現在においても、更生会社等は茨城県日立市所在の金馬車の本社において、資金面、運営面、取引面、人事面等あらゆる面において一体的に事業運営を行っている。このたび、アンダーツリー株式会社（以下「アンダーツリー」という。）を３社のスポンサーとして迎えるにあたり、その支援のもとで引き続き20店舗（関東大鳥が運営する石岡店が平成27年５月24日に閉店されたことから、金馬車グループが運営する店舗数は20店舗となった。）について一体的に運営を行っていくためには、３社に分離された結果として生じた円滑な事業運営に支障のある現状を正し、一つの会社に復することが資金面、運営面、取引面、人事面等のあらゆる面において適切である。そこで、更生会社等は合併により一つの会社となったうえで、アンダーツリーの支援を受け、再建を図る。

具体的には、更生会社は、更生計画認可後、法令上必要とされる手続（金馬車グループの営業上の許認可の承継を含む）が履践された後、速やかに更生会社を吸収合併存続会社として、金馬車を、次いで関東大鳥を合併する（これら合併後の存続会社は定款を変更し商号を「株式会社アンダーツリー東京」とする（第８章第３節参照）。以下「アンダーツリー東京」という。）。そのうえで、アンダーツリー東京は、法人格を維持したまま既存株式全部の無償取得、消却と100パーセント減資を行った後に、同日中に、アンダーツリー東京は、募集株式の全てをアンダーツリーに割り当て、同増資額及びアンダーツリーからの融資額による支援を受ける。